

### 障害者等の自動車税、軽自動車税を減免します

障害のある方の社会参加を積極的に支援するため、自動車税、軽自動車税の減免を行います。申請期限後は受付できませんので、早めに申請を行ってください。

#### ■対象となる車

4月1日現在で障害者が所有する自動車、二輪車、軽自動車（1人につき1台）

※障害者が18歳未満、知的または精神障害者の場合は、その方と生計を一にする方が所有する車を含みます。  
※障害者用に改造した車両も減免の対象となる場合があります。詳しくは担当課へお問い合わせください。

#### ■使用目的

- ① 障害者本人が運転する車  
目的は特に問いません。
- ② 障害者と生計を一にする方が運転する車  
申請日現在において障害者の通学、通院、通所、生業のために車を使用し、かつ今後1年以上の間、月4回以上使用が見込まれる場合。
- ③ 障害者のみで構成される世帯の方を常時介護している

#### ■申請に必要なもの

申請日現在において障害者のために車を使用し、かつ今後1年以上の間、週3回以上の使用が見込まれる場合。

#### ■申請期間

5月24日(月)まで

#### ■申請期間

5月24日(月)まで

### 自動車税・軽自動車税が減免される障害者の障害程度

| 区分                             | 障害の程度    | 障害の程度           |        |
|--------------------------------|----------|-----------------|--------|
|                                |          | 本人の運転           | 家族等の運転 |
| 視覚障害                           | 身体障害者    | 1～4級            |        |
|                                | 戦傷病者     | 特別～4項症          |        |
| 聴覚障害                           | 身体障害者    | 2・3級            |        |
|                                | 戦傷病者     | 特別～4項症          |        |
| 平衡機能障害                         | 身体障害者    | 3級              |        |
|                                | 戦傷病者     | 特別～4項症          |        |
| 上肢不自由                          | 身体障害者    | 1・2級            |        |
|                                | 戦傷病者     | 特別～3項症          |        |
| 下肢不自由                          | 身体障害者    | 1～6級            | 1～3級   |
|                                | 戦傷病者     | 特別～6項症<br>1～3款症 | 特別～3項症 |
| 体幹機能障害                         | 身体障害者    | 1～3級、5級         | 1～3級   |
|                                | 戦傷病者     | 特別～6項症<br>1～3款症 | 特別～4項症 |
| 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害        | 身体障害者    | 1・2級            |        |
|                                | 上肢機能移動機能 | 1～6級            | 1～3級   |
| 心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓機能障害 | 身体障害者    | 1～3級            |        |
|                                | 戦傷病者     | 特別～3項症          |        |
| 音声機能障害                         | 身体障害者    | 3級(無喉頭)         |        |
|                                | 戦傷病者     | 特別～2項症(無喉頭)     |        |
| 知的障害                           | 療育手帳     | A級              |        |
| 精神障害                           | 保健福祉手帳   | 1級              |        |

#### ■申請期間

5月24日(月)まで

#### ■申請期間

5月24日(月)まで

#### ■申請期間

5月24日(月)まで

#### ■申請期間

5月24日(月)まで

#### ■申請期間

5月24日(月)まで

#### ■申請期間

5月24日(月)まで

#### ■申請期間

5月24日(月)まで

### まちづくり・福祉ボランティア活動の経費を補助します

補助の対象団体  
5人以上で構成され、次の要件に該当する団体です。

#### ■補助の対象団体

5人以上で構成され、次の要件に該当する団体です。

#### ■補助の対象団体

5人以上で構成され、次の要件に該当する団体です。

#### ■補助の対象団体

5人以上で構成され、次の要件に該当する団体です。

#### ■補助の対象団体

5人以上で構成され、次の要件に該当する団体です。

#### ■申請期間

4月1日(木)～30日(金)

#### ■申請期間

4月1日(木)～30日(金)

#### ■申請期間

4月1日(木)～30日(金)

#### ■申請期間

4月1日(木)～30日(金)

#### ■申請期間

4月1日(木)～30日(金)

#### ■申請期間

4月1日(木)～30日(金)

#### ■申請期間

4月1日(木)～30日(金)

## 今治小松自動車道 東予丹原インターチェンジ 4月19日(月)～22日(木) 一時閉鎖します

西日本高速道路(株)では東予丹原インターチェンジ(IC)付近の道路維持工事のため、次のとおり東予丹原ICの閉鎖および同付近の本線の片側交互通行規制を予定しています。



高速道路ご利用の皆さまには大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

- 閉鎖日時 4月19日(月)～22日(木) (4日間) 9時～19時
- ※閉鎖中は近隣の「いよ小松IC」などをご利用ください。
- ※詳細は、ホームページまたは各サービスエリア、パーキングエリアに設置しているリーフレットをご覧ください。

■問合せ 西日本高速道路(株) 四国支社愛媛高速道路事務所  
TEL089-905-0181  
URL <http://www.w-nexco.co.jp/construction/>